

保医発0920第2号
平成29年9月20日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成29年厚生労働省令第69号）及び「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」（平成29年厚生労働省告示第239号）が平成29年6月30日に公布され、一部の規定を除き平成29年10月1日から施行されるところである。

これに伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号。以下「記載要領通知」という。）の一部を別紙のとおり改正し、平成29年10月1日から適用することとする。

なお、記載要領通知の主な改正内容は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に周知徹底を図られたい。

記

○ 記載要領通知の主な改正内容

入院時生活療養費の生活療養標準負担額の見直しに伴い、境界層該当者（※）の診療報酬明細書の請求に当たっては、審査支払機関及び保険者において当該該当者であることが確認でき

るよう、「摘要」欄に「境界層該当」又は「（境）」と記載すること。

※ 65歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、食費及び居住費について一食100円、1日0円に減額されたとすれば生活保護を必要としない状態となる者。

該当者の健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分欄には「オ」又は「I」の記載に加え「（境）」と、国民健康保険限度額適用認定証には「オ（境）」と、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分欄には「I（境）」と、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分欄には「区分I」の記載に加え「（境）」と記載がされている。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）
の一部改正について

別紙1のⅡの第3の2の（35）に次を加える。

カ 健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者に該当し、適用区分欄に「オ」若しくは「I」に加え「(境)」又は「オ(境)」若しくは「I(境)」の記載のある限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証が提示された場合又は高齢者医療確保法施行規則第40条第6号に掲げる者に該当し、適用区分欄に「区分I」に加え「(境)」の記載のある限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合は、「摘要」欄に「境界層該当」又は「(境)」と記載すること。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の一部改正について

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙 1</p> <p>Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領</p> <p>第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第2）</p> <p>2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項</p> <p>(35) 「食事・生活療養」欄について</p> <p>ア～オ（略）</p> <p><u>カ 健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者に該当し、適用区分欄に「オ」若しくは「I」に加え「（境）」又は「オ（境）」若しくは「I（境）」の記載のある限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証が提示された場合又は高齢者医療確保法施行規則第40条第6号に掲げる者に該当し、適用区分欄に「区分I」に加え「（境）」の記載のある限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合は、「摘要」欄に「境界層該当」又は「（境）」と記載すること。</u></p>	<p>別紙 1</p> <p>Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領</p> <p>第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第2）</p> <p>2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項</p> <p>(35) 「食事・生活療養」欄について</p> <p>ア～オ（略）</p>